

## 佐久市保健福祉審議会障害者福祉部会 次 第

平成23年8月3日(水) 午後2時から  
於) 佐久市役所 議会棟 第3委員会室

1. 開 会
2. 委嘱書の交付
3. 自己紹介
4. 障害者福祉部会の組織等について
5. 部会長の選出
6. 部会長職務代理の指名について
7. 審議事項
  - (1) 佐久市地域福祉計画について
8. 報告事項
  - (1) 障害者福祉制度及び障害者福祉サービスの概要について
    - ・福祉課
    - ・障害者自立生活支援センター
  - (2) 療育支援センターの概要について
  - (3) 白田学園・白田啓明園の概要について
9. その他
10. 閉 会

佐久市保健福祉審議会障害者福祉部会  
資 料 目 次

1. 佐久市保健福祉審議会条例	1～2
*組織図	3
2. 委員名簿	
(1) 保健福祉審議会全体名簿	4
(2) 保健福祉審議会委員名簿	5
(3) 障害者福祉部会委員名簿	6
3. 審議事項	
(1) 佐久市地域福祉計画について	7～9
4. 報告事項	
(1) 障害者福祉制度及び障害者福祉サービスの概要について	
福祉課	10～20
障害者自立生活支援センター	(別紙)
(2) 療育支援センターの概要について	21～22
(3) 白田学園・白田啓明園の概要について	23

# ○佐久市保健福祉審議会条例

平成17年7月1日条例第245号

## (設置)

第1条 少子高齢化等の福祉を取り巻く社会情勢の変化に対応し、総合的かつ計画的な保健福祉施策を推進するため、保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## (任務)

第2条 審議会は、保健福祉施策の推進に関する重要事項について、調査審議する。

## (組織)

第3条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (部会)

第7条 審議会に、次の部会を置く。

- (1) 児童福祉部会
- (2) 障害者福祉部会
- (3) 高齢者福祉部会
- (4) 保健部会

2 部会は、審議会から委任された専門的事項を調査審議する。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。ただし、必要に応じ、審議会の委員以外の者を部会の委員とすることができる。この場合においては、第3条第2項及び第4条の規定を準用する。

4 部会に、部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

5 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

6 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

7 部会の会議については、前条の規定を準用する。

## (専門委員会)

第8条 審議会及び部会に、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に属すべき委員は、会長又は部会長が指名する。ただし、必要に応じ、審議会及び部会の委員以外の者を専門委員会の委員とすることができる。この場合においては、第3条第2項及び第4条の規定を準用する。

3 専門委員会の運営に関する事項は、別に定める。

## (庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

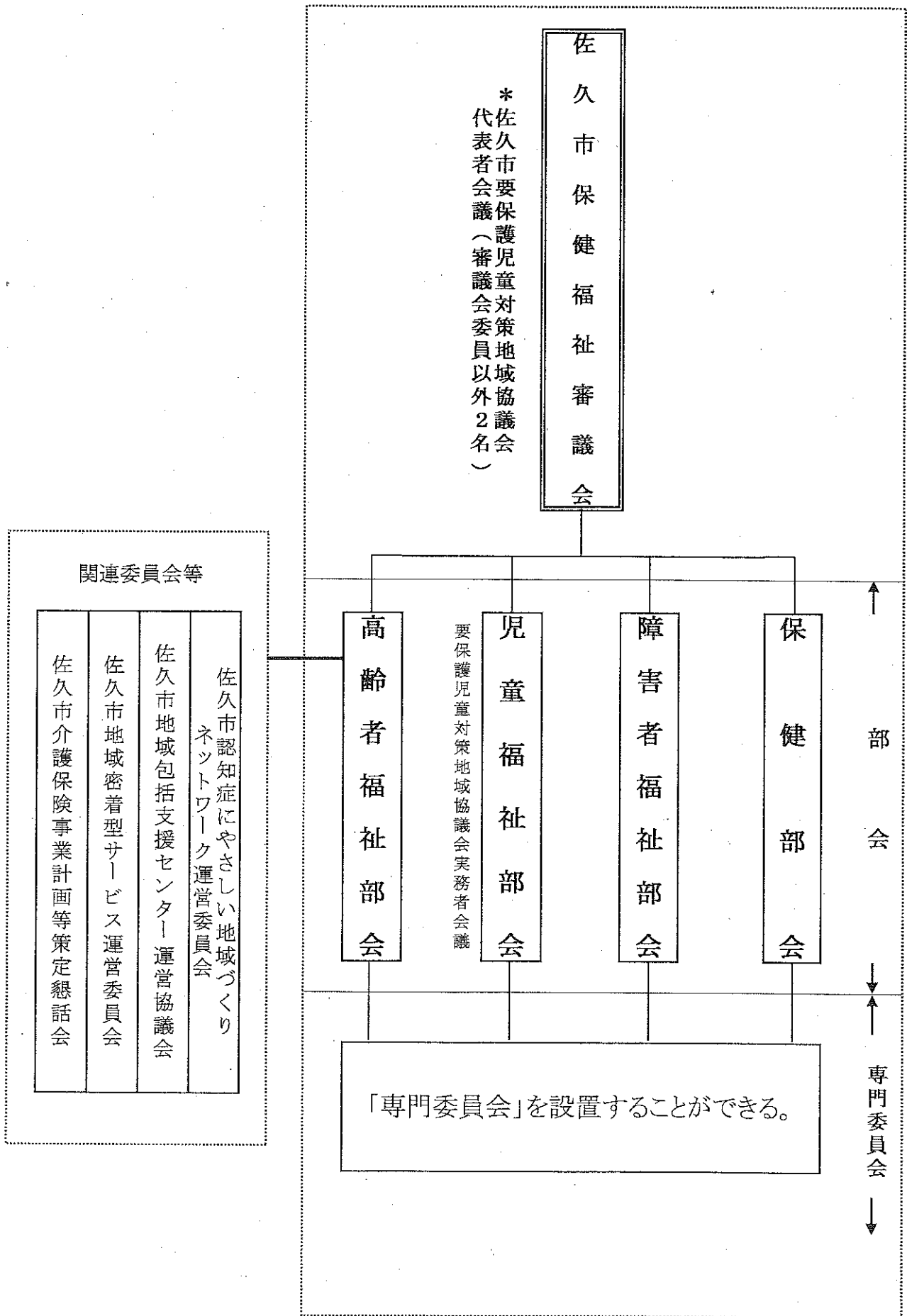
2 佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（平成17年佐久市条例第41号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成22年3月29日条例第3号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

# 佐久市保健福祉審議会組織図



# 佐久市保健福祉審議会 委員名簿

任期:平成23年8月3日～平成25年8月2日  
●印:審議会委員

(敬称略)

選出組織等	保健福祉審議会 <small>(要保護児童対策地域協議会)</small>		高齢者福祉部会		児童福祉部会		障害者福祉部会		保健部会	
	役職等	氏名	役職等	氏名	役職等	氏名	役職等	氏名	役職等	氏名
識見者	佐久大学 看護学部長	宮地文子							●	宮地文子
識見者	日本社会福祉会 前専務理事	金川洋	●	金川洋						
識見者	NPO法人未来工 房もちづき代表	吉川徹					●	吉川徹		
識見者		佐久市情報公開・個人 情報保護審議会委員	臼田順子		子ども特別 対策推進員	井出静男	障害者スポーツ 指導員	浅倉俊男		
							介護福祉士	大井久子		
学事職員会	高瀬小学校 校長	荻原周子			●	荻原周子				
区長会	会長	吉澤勝利	●	吉澤勝利						
					副会長(臼田)	榎本秀昭	副会長(浅科)	丸山紀八郎	副会長(望月)	宇羽野武振
民生児童委員会	会長	井出治雄								
	副会長	渡邊正喜					●	渡邊正喜		
			副会長	小林康行	主任児童委員 部会長	小林喜久男	副会長	伊藤利雄	副会長	杉山初夫
			副会長	小平寛	主任児童委員部会 副会長	両沢正子			副会長	六川寿人
社会福祉協議会	会長	茂原仙次	●	茂原仙次						
					●(副会長)	井出治雄				
保健補導員会	会長	櫻井美智子							●	櫻井美智子
			副会長	伊東長子			副会長	保坂真千子		
人権擁護委員会	委員	井出喜久代			●	井出喜久代				
身体障害者 福祉協議会	会長	江本恒重					●	江本恒重		
福祉施設代表	こまば学園長	中山幹夫					●	中山幹夫		
福祉団体代表	笑みの会会長	山口正義					●	山口正義		
医師会	副会長	金澤秀典	●	金澤秀典						
	理事	多田博行							●	多田博行
薬剤師会	副会長	花岡幹郎							●	花岡幹郎
			常務理事	大森健						
歯科医師会	会長	中村通	●	中村通						
	専務理事	高見澤秀一							●	高見澤秀一
保育協会	会長	臼田京子			●	臼田京子				
栄養士会	顧問	中村美登里	●	中村美登里						
					会員	篠原智美			会員	町田輝子
老人クラブ連合会	会長	高見澤秀明	●	高見澤秀明						
介護職域代表			居宅介護支援事業者 連絡協議会会長	岩松りよ子						
PTA代表					連合会長 (中学校)	城田領	小諸養護 佐久支部 PTA会長	山崎恵子		
					連合会副会長 (小学校)	川口剛				
保育園保護者代表					連合会長	三石幹				
保健行政関係機関	佐久福祉事務所長 佐久保健事務所次長	中島光敏							●	中島光敏
児童相談所	佐久児童相談所長	二木正勝			●	二木正勝				
歯科衛生士会									小諸・佐久支部 副支部長	佐藤さと美
産業関係団体							佐久商工会議所 専務理事	赤羽根寿文		
食生活改善推進協議会									会長	江本ヒデ子
在宅看護職の会							会長	工藤美智子		
計		23名		13名(うち審議会委員7名)		13名(うち審議会委員5名)		13名(うち審議会委員5名)		12名(うち審議会委員6名)

審議会委員23名+部会委員27名=50名

佐久市保健福祉審議会委員・佐久市要保護児童対策地域協議会委員

任期:平成23年8月3日～平成25年8月2日

(敬称略)

選出組織等	氏名	所属部会	備考
識見者	宮地文子	保健	佐久大学看護学部長
識見者	金川洋	高齢者福祉	(社)日本社会福祉士会 前専務理事
識見者	吉川徹	障害者福祉	NPO法人未来工房もちづき 代表
学事職員会	荻原周子	児童福祉	佐久市学事職員会 高瀬小学校長
区長会	吉澤勝利	高齢者福祉	佐久市区長会 会長
民生児童委員会	井出治雄	児童福祉	佐久市民生児童委員協議会 会長(浅間地区会長)
民生児童委員会	渡邊正喜	障害者福祉	佐久市民生児童委員協議会 副会長(望月地区会長)
社会福祉協議会	茂原仙次	高齢者福祉	佐久市社会福祉協議会 会長
保健補導員会	櫻井美智子	保健	佐久市保健補導員会 会長
人権擁護委員会	井出喜久代	児童福祉	佐久市人権擁護委員
身体障害者福祉協会	江本恒重	障害者福祉	佐久市身体障害者福祉協会 会長
福祉施設代表	中山幹夫	障害者福祉	こまば学園長
福祉団体代表	山口正義	障害者福祉	笑みの会会長
医師会	金澤秀典	高齢者福祉	佐久医師会副会長
医師会	多田博行	保健	佐久医師会理事
薬剤師会	花岡幹郎	保健	佐久薬剤師会 副会長(花岡薬局)
歯科医師会	中村通	高齢者福祉	佐久歯科医師会 会長(なかむら歯科医院)
歯科医師会	高見澤秀一	保健	佐久歯科医師会 専務理事(高見沢歯科医院)
保育協会	白田京子	児童福祉	佐久市保育協会 会長(岩村田北保育園長)
栄養士会	中村美登里	高齢者福祉	長野県栄養士会佐久支部 顧問
老人クラブ連合会	高見澤秀明	高齢者福祉	佐久市老人クラブ連合会 会長
保健行政関係機関	中島光敏	保健	佐久福祉事務所長 佐久保健所次長
児童相談所	二木正勝	児童福祉	佐久児童相談所長

「佐久市要保護児童対策地域協議会」のみの委員名簿

佐久市	平林千春		福祉部長
佐久市教育委員会	上原健吾		学校教育部長

# 佐久市保健福祉審議会 障害者福祉部会

任期:平成23年8月3日～平成25年8月2日

(敬称略)

審議会委員	選出組織等	氏名	備考
●	識見者	吉川徹	NPO法人未来工房もちづき 代表
	識見者	浅倉俊男	障害者スポーツ指導員
	識見者	大井久子	すずらん 介護福祉士
	区長会	丸山紀八郎	佐久市区長会副会長 浅科地区会長
●	民生児童委員会	渡邊正喜	佐久市民生児童委員協議会 副会長(望月地区会長)
	民生児童委員会	伊藤利雄	佐久市民生児童委員協議会 副会長(野沢地区会長)
	保健補導員会	保坂真千子	佐久市保健補導員会 副会長
●	身体障害者福祉協会	江本恒重	佐久市身体障害者福祉協会 会長
●	福祉施設代表	中山幹夫	こまば学園長
●	福祉団体代表	山口正義	笑みの会会長
	PTA代表	山崎恵子	小諸養護学校 佐久支部長
	産業関係団体	赤羽根寿文	佐久商工会議所 専務理事
	在宅看護職の会	工藤美智子	在宅看護職の会 会長



## 第二次佐久市地域福祉計画の概要

### ○計画策定の趣旨

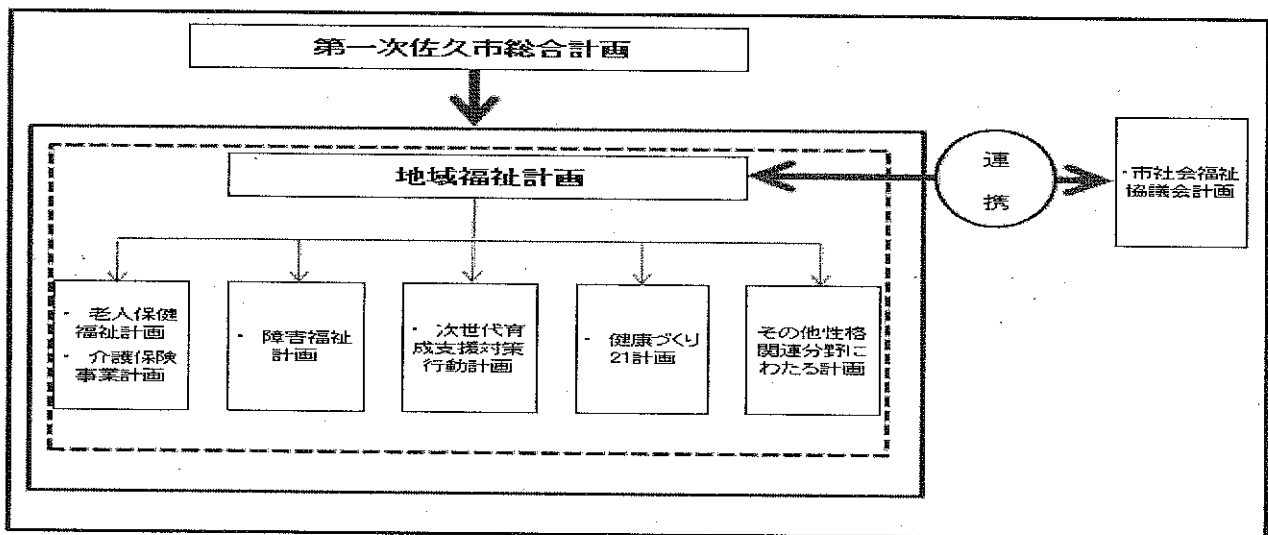
本計画では、住民主体を基本に、地域の高齢者、障害者、子育て家庭、外国人など、支援を必要としている人を地域全体で支え、誰もが住みなれた地域で、安心してその人らしい生活を送れるしくみづくりを進めるために、市民や市、さらには社会福祉協議会、事業者などがそれぞれの役割において協働し、よりよい地域社会を築いていくことを目指し、「佐久市地域福祉計画」を策定するものです。

### ○計画の性格

本計画は、第一次佐久市総合計画の施策を具体化する計画として位置づけられ、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画であり、本市全体の地域福祉推進の指針です。

これまでの各種計画は、児童、高齢者、障害者といった対象者別に策定し、分野別に課題を解決しようとしてきました。

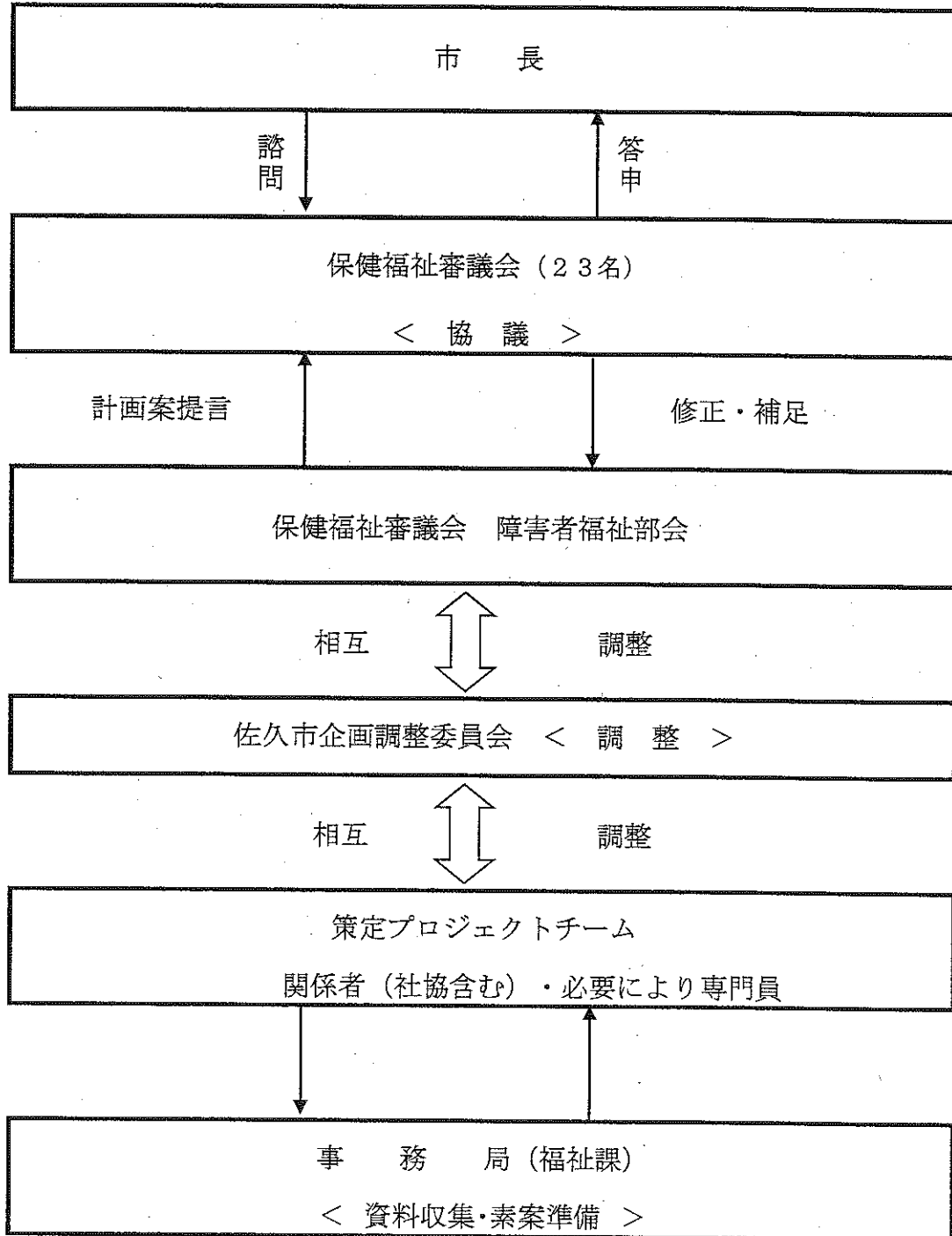
本計画では、分野別に取り組んできた福祉を、地域という横軸的な視点から捉え、対象者の生活を総合的に支えることをめざして、市民や市、さらには社会福祉協議会、事業者などが協働して取り組みを考えていこうとするものです。



### ○計画の期間

「第二次佐久市地域福祉計画」の計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とし策定します。なお、計画は、社会経済情勢の変化、地域福祉施策の動向などを踏まえて、必要に応じ計画の見直しを行います。

## 第二次佐久市地域福祉計画策定体制（案）



## 第二次佐久市地域福祉計画策定 スケジュール(案)

項 目		H23							H24												
		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
委託契約	業務委託契約									●											
	アンケート調査・準備及び回収											⇒	集計	⇒							
計画策定	事業量推計												⇒	⇒	⇒						
	素案の策定										⇒	⇒	⇒	⇒							
	計画の策定													⇒	⇒						
	印刷・製本																				⇒
審議	保健福祉審議会	●	諮問																●	答申	
	障害者福祉部会	●									●		●					●			
庁内検討会議	企画調整委員会幹事会															●					
	庁内検討部会				●		●				●		●		●						
パブリックコメント	市民意見公募手続審査委員会															●					
	公募																⇒				
	コメント整理・検討																	⇒			
	回答(広報等)																		⇒		

# 障害者福祉部会

## 障害者福祉制度及び障害者福祉 サービスの概要について

(福祉課 福祉係)

日時 平成23年8月3日

場所 議会棟 第3委員会室

# 佐久市の障害者の状況

福祉課

## 1. 障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

障害種別	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率
身体障害者手帳	3,815	100	3,855	101.0	3,980	103.2	4,091	102.8	4,214	103.0
療育手帳	647	100	667	103.1	697	104.5	729	104.6	755	103.6
精神障害者保健福祉手帳	575	100	620	107.8	623	100.5	715	114.8	667	93.3
合計	5,037	100	5,142	102.1	5,300	103.1	5,535	104.4	5,636	101.8
佐久市の総人口に占める障害者の割合	5.0%		5.1%		5.3%		5.3%		5.6%	
長野県の総人口に占める障害者の割合	4.8%		4.9%							

※数値は各年度3月31日現在

100765

23.3.31現在佐久市人口

## 2. 身体障害者の状況

### (1) 等級別手帳所持者の状況

(単位:人)

年度	総数	等級別状況											
		1級	割合	2級	割合	3級	割合	4級	割合	5級	割合	6級	割合
平成18年度	3,815	978	0.256	619	0.162	739	0.194	812	0.213	341	0.089	326	0.085
平成19年度	3,855	977	0.253	616	0.160	755	0.196	821	0.213	341	0.088	345	0.089
平成20年度	3,980	1,005	0.253	634	0.159	762	0.191	858	0.216	342	0.086	379	0.095
平成21年度	4,091	1,022	0.250	635	0.155	792	0.194	894	0.219	338	0.083	410	0.100
平成22年度	4,214	1,056	0.251	638	0.151	815	0.193	925	0.220	333	0.079	447	0.106

※数値は各年度3月31日現在

### (2) 障害種別手帳所持者の状況

(単位:人)

年度	総数	視覚障害		聴覚・ろうあ・平衡障害		音声言語機能障害・そしゃく機能障害		肢体不自由障害		内部障害	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
平成18年度	3,815	245	0.064	399	0.105	43	0.011	2,234	0.586	894	0.234
平成19年度	3,855	247	0.064	427	0.111	41	0.011	2,219	0.576	921	0.239
平成20年度	3,980	244	0.061	434	0.109	66	0.017	2,284	0.574	952	0.239
平成21年度	4,091	246	0.060	497	0.121	42	0.010	2,315	0.566	991	0.242
平成22年度	4,214	244	0.058	539	0.128	42	0.010	2,370	0.562	1,019	0.242

※数値は各年度3月31日現在

## 3. 知的障害者の状況

### 等級別療育手帳所持者の状況

(単位:人)

年度	総数	等級別状況							
		A1		A2		B1		B2	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
平成18年度	647	240	0.371	15	0.023	229	0.354	163	0.252
平成19年度	667	251	0.376	15	0.022	235	0.352	166	0.249
平成20年度	697	262	0.376	14	0.020	241	0.346	180	0.258
平成21年度	729	271	0.372	17	0.023	257	0.353	184	0.252
平成22年度	755	274	0.363	17	0.023	266	0.352	198	0.262

※数値は各年度3月31日現在

## 4. 精神障害者の状況

### 等級別精神保健福祉手帳所持者の状況

(単位:人)

年度	総数	等級別状況					
		1級		2級		3級	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合
平成18年度	575	192	0.334	315	0.548	68	0.118
平成19年度	620	211	0.340	344	0.555	65	0.105
平成20年度	623	208	0.334	349	0.560	66	0.106
平成21年度	715	248	0.347	386	0.540	81	0.113
平成22年度	667	247	0.370	347	0.520	73	0.109

※数値は各年度3月31日現在

# 障害者自立支援法

## 障害者が地域で安心して暮らせる 社会の実現をめざします

### はじめに

障害保健福祉施策は、平成15年度からノーマライゼーションの理念に基づいて導入された支援費制度により、飛躍的に充実しました。  
しかし、次のような問題点が指摘されていました。

- ①身体障害・知的障害・精神障害といった障害種別ごとに縦割りでサービスが提供されており、施設・事業体系がわかりにくく使いにくいこと
- ②サービスの提供体制が不十分な地方自治体も多く、必要とする人々すべてにサービスが行き届いていない（地方自治体間の格差が大きい）こと
- ③支援費制度における国と地方自治体の費用負担のルールでは、増え続けるサービス利用のための財源を確保することが困難であること

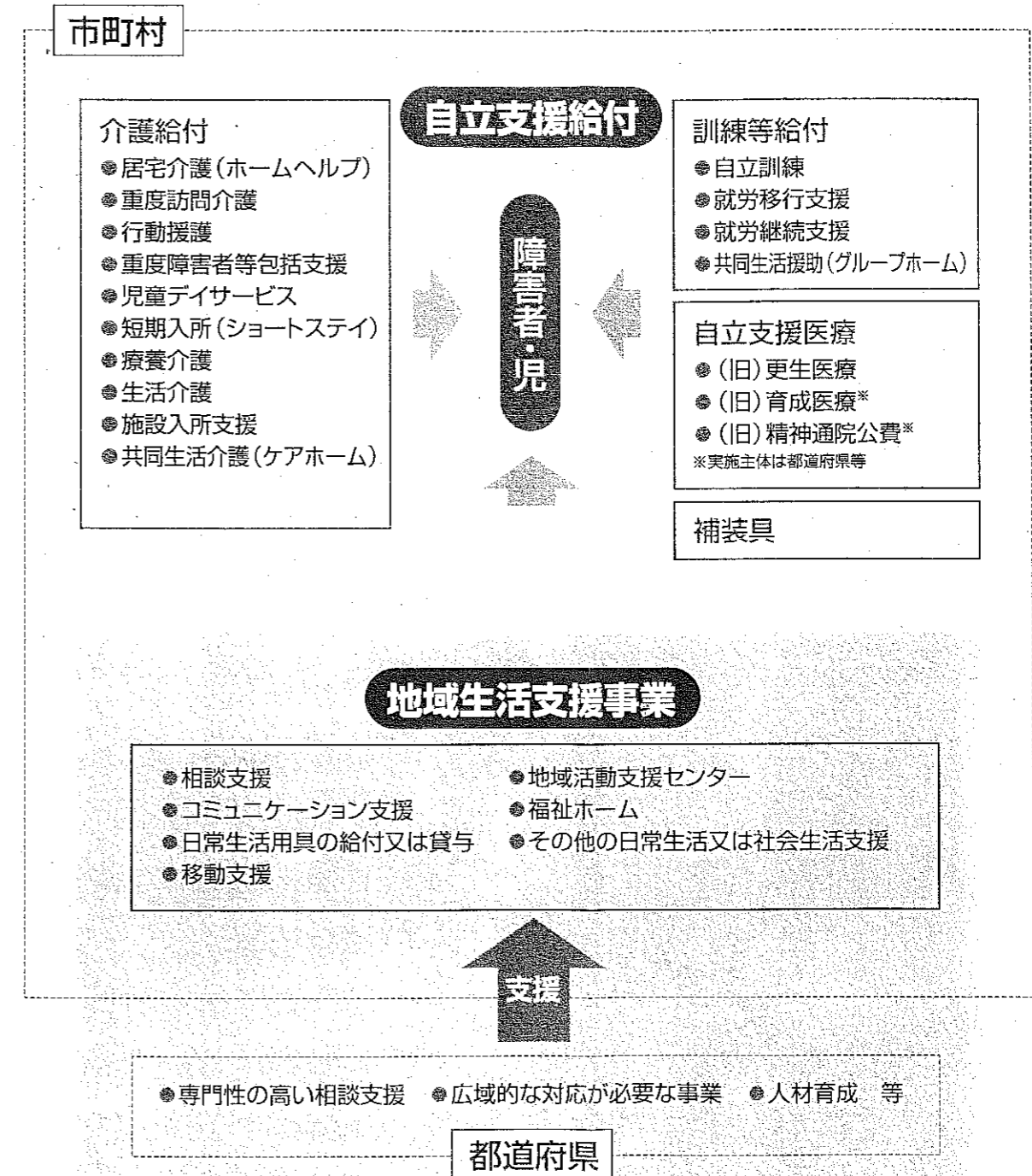
こうした制度上の課題を解決するとともに、障害のある人々が利用できるサービスを充実し、いっそうの推進を図るために、障害者自立支援法が制定されました。

### 障害者 自立支援法の ポイント

- ①障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編
- ②障害のある人々に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供
- ③サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実
- ④就労支援を抜本的に強化
- ⑤支給決定の仕組みを透明化、明確化

障害のある人々の自立を支えます

障害者自立支援法による、  
総合的な自立支援システムの全体像は、  
自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています



# 福祉サービスの新体系

サービスは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

サービスには期限のあるものと、期限のないものがありますが、有期限であっても、必要に応じて支給決定の更新（延長）は一定程度、可能となります。

## 福祉サービスに係る自立支援給付等の体系

	現行サービス	新サービス
居宅サービス	ホームヘルプ(身・知・児・精)	居宅介護(ホームヘルプ)
	デイサービス(身・知・児・精)	重度訪問介護
	ショートステイ(身・知・児・精)	行動援護
	グループホーム(知・精)	重度障害者等包括支援
		児童デイサービス
施設サービス	重症心身障害児施設(児)	短期入所(ショートステイ)
	療護施設(身)	療養介護
	更生施設(身・知)	生活介護
	授産施設(身・知・精)	障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)
	福祉工場(身・知・精)	共同生活介護(ケアホーム)
	通勤寮(知)	自立訓練(機能訓練・生活訓練)
	福祉ホーム(身・知・精)	就労移行支援
		就労継続支援(A型=雇用型、B型)
		共同生活援助(グループホーム)
		移動支援
		地域活動支援センター
		福祉ホーム
	生活訓練施設(精)	

(注) 表中の「身」は「身体障害者」、「知」は「知的障害者」、「精」は「精神障害者」、「児」は「障害児」のことです。



自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います  
 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います  
 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います  
 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います  
 障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います  
 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います  
 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います  
 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します  
 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います  
 夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います  
 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います  
 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います  
 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います  
 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います  
 円滑に外出できるよう、移動を支援します  
 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です  
 住居を必要としている人に、低額な料金を、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います

介護給付

訓練等給付

地域生活支援事業

## 日中活動と住まいの場の組み合わせ

入所施設のサービスを、昼のサービス(日中活動事業)と夜のサービス(居住支援事業)に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。

事業を利用する際には、利用者一人一人の個別支援計画が作成され、利用目的に合ったサービスが提供されます。

例えば、現在、身体障害者療養施設を利用している、常時介護が必要な方は、日中活動事業の生活介護事業と、居住支援事業の施設入所支援を組み合わせ利用することができます。地域生活に移行した場合でも、日中は生活介護事業を利用し続けることが可能です。

## 見直し後

### 日中活動の場

以下から1ないし複数の事業を選択

- 療養介護\*
- 生活介護
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- 就労移行支援
- 就労継続支援(A型=雇用型、B型)
- 地域活動支援センター(地域生活支援事業)

\*療養介護については、医療機関への入院とあわせて実施



### 住まいの場

- 障害者支援施設の施設入所支援
- 又は
- 居住支援  
(ケアホーム、グループホーム、福祉ホームの機能)

# 地域生活支援事業

障害のある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として以下の事業を実施します。

市町村及び都道府県は、地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう、自治体の創意工夫により事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取り組みを行います。

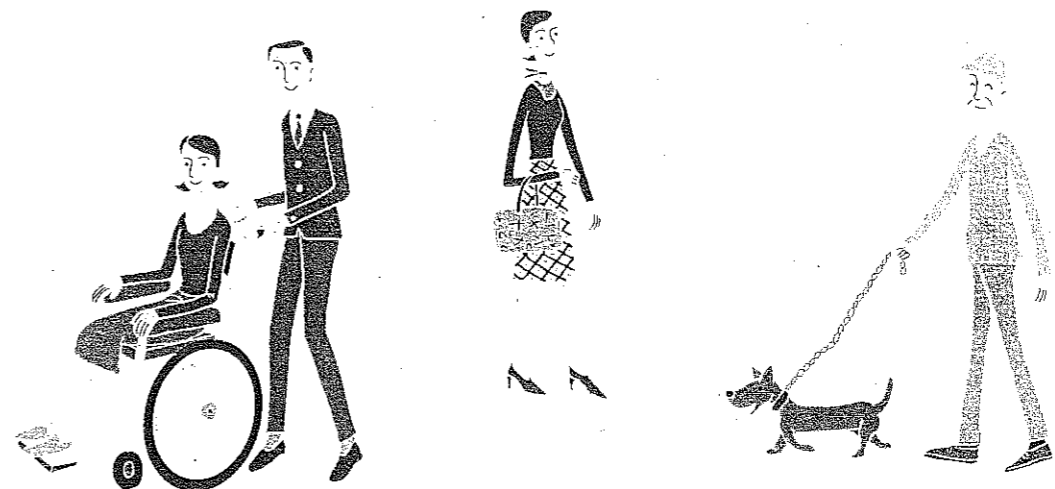
なお、対象者、利用料など事業内容の詳細については、最寄りの市町村又は都道府県窓口にお尋ねください。

## 市町村事業

事業名	内容
相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
その他の事業	市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。 例：福祉ホーム事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業 等

## 都道府県事業

事業名	内容
専門性の高い相談支援事業	発達障害、高次脳機能障害など専門性の高い障害について、相談に応じ、必要な情報提供等を行います。
広域的な支援事業	精神障害者退院促進支援事業など市町村域を超えて広域的な支援が必要な事業を行います。
その他の事業 (研修事業を含む)	都道府県の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。 例：福祉ホーム事業、情報支援等事業、障害者IT総合推進事業、社会参加促進事業 等 また、サービス提供者、指導者などへの研修事業等を行います。





# 平成23年度・佐久市障害者福祉サービス一覧

## 利用対象となる障害者（児）

- ① 身体障害者（児） … 身体障害者手帳を交付された方。
  - ② 知的障害者（児） … 療育手帳を交付された方。または児童相談所長が認めた方。
  - ③ 精神障害者（児） … 精神保健福祉手帳を交付された方。または自立支援医療を受給している方。
- ※ 介護給付については、障害程度区分認定が必要になります。  
 ※ 介護保険適用の方は介護保険が優先されますのでご了承ください。

障害者自立支援法サービスの自己負担は原則1割ですが、軽減措置あり（H22.4.1改正）。

平成23年4月1日現在

種類	名称	内容	利用できる人	利用者負担	実施事業所等
① 介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅での入浴、排泄、食事の介護や洗濯、掃除などの家事援助を行う	障害程度区分1以上の方（通院等介助は区分2以上で条件に該当する方）	10%（所得に応じて負担上限月額が設定されています）	指定事業所
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で、常に介護を必要とする方に自宅での入浴、排泄、食事の介護や外出時における移動支援などを総合的に行う	障害程度区分4以上で条件に該当する方 ※利用実績なし		指定事業所
	行動援護	知的障害または精神障害により行動が著しく困難な方で、行動する時の危険を回避するために必要な外出支援を行う	障害程度区分3以上で、認定調査項目のうち行動関連項目の合計点が8点以上の方		指定事業所
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとてつもない方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供する	障害程度区分6以上であり、意思疎通が著しく困難で条件に該当する方 ※利用実績なし		指定事業所（市内なし）
	児童デイサービス	障害児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行う	個別療育、集団療育が必要な就学前の児童		指定事業所（療育支援センター他）
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設で入浴、排泄、食事の介護等を行う	障害程度区分1以上の方		指定事業所
	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う	障害程度区分5以上で一定の条件に該当する方		指定病院
	生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排泄、食事の介護を行うとともに、創造的活動または生産活動の機会を提供する	障害程度区分が区分3以上（50歳以上は区分2以上）		指定事業所
	施設入所支援（施設入所者夜間ケア）	施設に入所する方に、主として夜間において、入浴、排泄、食事の介護等を行う	生活介護を受けている方で障害程度区分4以上の方（50歳以上は区分3以上）		指定事業所
	共同生活介護（ケアホーム）	共同生活を行う住居において、主として夜間において、入浴、排泄、食事の介護等を行う	障害程度区分2以上の知的障害・精神障害の方		指定事業所
② 訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行う	・機能訓練（身体障害の方：上限18月） ・生活訓練（知的・精神障害の方：上限2年） ・宿泊型自立訓練（知的・精神障害の方：上限3月）	10%（所得に応じて負担上限月額が設定されています）	指定事業所（県リハセンター他）
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行う	65歳未満の方は2年を上限（按摩、はり師等は3～5年）		指定事業所
	就労継続支援（A型、B型）	一般企業等での就労が困難な方に働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行う	・A型：継続的に就労が可能な65歳未満の方 ・B型：一般企業の雇用に結びつかない方等		指定事業所
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行う	知的・精神障害の方で障害程度区分1以下の方（区分2以上の方も利用可能）		指定事業所
③ 地域生活支援事業	成年後見制度利用支援	成年後見制度の利用が有効と認められる知的・精神障害者に対し、制度の利用を支援することにより、障害者の権利擁護を図る	身寄りのない重度の知的・精神障害者など（判断能力に乏しい人）	実費負担（軽減有）	市役所福祉課 支所市民福祉課
	コミュニケーション支援	聴覚や言語障害のため意思疎通を図ることに支障がある方に手話通訳者・要約筆記者の派遣を行う	聴覚・言語障害のある方	負担なし	手話通訳・要約筆記者
	日常生活用具給付	在宅重度障害の方および介護者の日常生活負担の軽減を図るため、用具の給付（貸与）を行う	主に身障手帳（1・2級）を所持している方	0-10%	市役所福祉課 支所市民福祉課
	移動支援	自立支援法の行動援護に非該当の方を対象に、外出時の援護をし地域で自立した生活および社会参加の促進を行う	行動援護非該当の方で公共交通機関を利用するのが困難な方 ※常時、通勤・通学・通院は別途	0-10%	委託事業所
	地域活動支援センター	創造的活動および生産活動の場や社会との交流促進の場を提供し、地域生活支援の促進を行う	在宅で通所活動になじむ15歳以上の方	工賃の0-10%	指定管理者等
	訪問入浴サービス	自宅入浴が困難な重度身体障害の方を対象に、訪問入浴車で訪問し入浴サービスを行う	医師が必要と認めた方	基準額	委託事業所
	更生訓練費支給	更生支援施設入所者を対象に、リハビリ訓練や就労訓練を行った方に訓練費の支給を行う	施設に入所・通所している方	基準額	授産施設等事業所
	日中一時支援	障害のある方の日中活動の場を確保し、介護者の就労支援および休息の機会確保を行う（タイムケア事業との組合せ可能）	障害のある方	0-10%	登録事業所
	自動車運転免許取得・自動車改造助成	社会参加を図るため、運転免許の取得費用および自動車改造費用の補助を行う	身障手帳1級～4級所持者で条件に該当する方（免許） 身障手帳所持者で体幹・上肢、下肢の機能障害の方（改造）	定額補助	市役所福祉課 支所市民福祉課
④ 社会参加促進	・スポーツ、レクレーション教室 ・芸術文化講座・手話通訳、要約筆記者養成講座 ・点時、声の広報発行等	障害のある方	負担なし	佐久市障害者 自立生活支援センター	
⑤ 相談支援	障害者（児）およびその家族からの相談に応じ、専門職員が必要な情報の提供や助言、援助等を行う	障害のある方	負担なし	佐久障害者相談 支援センター	
⑥ 自立支援医療	更生医療（身体障害者）※精神通院医療、育成医療は県で行う。	更生医療の対象となる方（長野県リハビリセンターで判定）	10%（上限有）	指定医療機関	
⑦ 補装具	障害者の身体機能を補完するため、補装具を給付する	身体障害のある方	10%（上限有）	事業者	
⑧ その他事業	タイムケア事業	介護者が一時的に家庭で介護等できない時などに、一時的に介護を行い家族の地域生活を支援する（利用限度：300時間）	障害のある方	実費	登録事業者・個人
	外出支援事業	公共交通機関を利用することが困難な障害者の通院等に有償運送を行う	65歳未満の障害者で、市内に住所があり市民税非課税の世帯で一定の要件に該当する方	1回500円	委託事業者（佐久シルバセンター）
	介護用品給付	在宅の寝たきり障害者の家族の負担軽減を図るため介護用品を給付する（年3回で支給限度額あり）	65歳未満の障害者手帳所持者で、市内に住所があり市民税非課税の世帯の方	負担なし	市役所福祉課 支所市民福祉課
	交通災害共済	長野県民交通災害共済掛金を負担する	身体障害者1・2級及び療育手帳所持者	負担なし	市役所福祉課 支所市民福祉課

サービスの種類	事業者名	郵便番号	住所	TEL FAX	設置主体
地域活動支援センター	岩村田共同作業センター	385-0022	岩村田 1880-4	68-4974 電話兼	佐久市手をつなぐ親の会
	野沢共同作業センター	385-0043	取出町 183	63-7385 電話兼	(NPO) つくし
	中込共同作業センター	385-0051	中込 1-19-2	63-3784 電話兼	(NPO)ピアほっとさく
	望月ひまわり共同作業センター	384-2202	望月 317-2	51-1518 51-1519	佐久市社会福祉協議会
短期入所	特定非営利活動法人 たんと	385-0021	長土呂 587-6	68-7977	身・知・精・児
	居宅支援事業所 どんぐり	385-0011	猿久保 331	68-6788 68-1016	身・知・精・児
	施設入所生活介護 緑の牧場学園 短期入所	384-2106	八幡 1115-67	58-2244 58-3996	知
	佐久こまば学園	385-0035	瀬戸 70-2	63-0505 62-6552	知
	児童デイ 佐久市療育支援センター	384-2103	御馬寄1359-4	58-1011 電話兼	児
児童デイサービス	児童デイ 生活介護 宅幼老所のざわ	385-0053	野沢219-17	63-3503 63-3504	社会医療法人 恵仁会
	児童デイ 生活介護 宅幼老所ながとろ	385-0021	長土呂 203-1	68-1761 68-1752	社会医療法人 恵仁会
	児童デイ 自立訓練 生活介護 宅幼老所うちやま	385-0031	内山7760-12	64-6222 64-6224	社会医療法人 恵仁会
	児童デイ 生活介護 中込デイサービスセンター	385-0051	中込 3-2-13	64-1732 64-1747	社会医療法人 恵仁会
	児童デイ 生活介護 宅幼老所のざわ	385-0053	野沢219-17	63-3503 63-3504	社会医療法人 恵仁会
生活介護	児童デイ 生活介護 宅幼老所ながとろ	385-0021	長土呂 203-1	68-1761 68-1752	社会医療法人 恵仁会
	児童デイ 自立訓練 生活介護 宅幼老所うちやま	385-0031	内山7760-12	64-6222 64-6224	社会医療法人 恵仁会
	児童デイ 生活介護 中込デイサービスセンター	385-0051	中込 3-2-13	64-1732 64-1747	社会医療法人 恵仁会
	施設入所 生活介護 短期入所 緑の牧場学園	384-2106	八幡 1115-67	58-2244 58-3996	知
	生活介護 就労B アシストこまば	385-0034	平賀4165-1	62-6505 電話兼	(福)佐久学舎
	就労B 生活介護 アシストこまば	385-0034	平賀4165-1	62-6505 電話兼	(福)佐久学舎
就労継続支援	就労B すぎな作業センター	385-0016	鳴瀬602-17	68-6548 電話兼	笠の会
	就労B 佐久の泉共同作業センター	385-0043	取出町 183	63-4048 電話兼	(NPO)ウイズハートさく
	就労B 浅科ふれあいホーム	384-2102	塩名田 548-5	58-4436 電話兼	佐久市社会福祉協議会
	就労B 臼田共同作業センター	384-0414	下越 16-5	82-6461 電話兼	佐久市社会福祉協議会
	児童デイ 自立訓練 生活介護 宅幼老所うちやま	385-0031	内山7760-12	64-6222 64-6224	社会医療法人 恵仁会
自立訓練 (機能・生活)					
就労移行支援	ワークサポートこすもす	385-0051	中込 3100-3	64-6644	(福)佐久コスモス福祉会

# 身体障害者手帳サービス内容

H23.4.1

制度	対象	内容	備考	問い合わせ窓口		
手当・年金等	特別児童扶養手当	20歳未満の1、2級及び3級の一部の者を扶養している者	月額 1級 50,550円 2級 33,670円	所得制限あり。施設入所児は除く。	福祉課(支所市民福祉課)	
	児童扶養手当	父又は母親が重度の障害者で18歳未満の児童がいる家庭(申請者は母又は父親)	月額 第1子41,550円 (一部支給41,540円~9,810円) 第2子 5,000円 第3子以上3,000円	施設入所児は除く。所得制限あり。年金に子の加算がある場合等は除く。	子育て支援課(支所市民福祉課)	
	障害児福祉手当	常時介護を必要とする20歳未満の重度障害児	月額14,330円	施設入所児は除く。所得制限あり。	福祉課(支所市民福祉課)	
	特別障害者手当	常時特別の介護を必要とする重度障害が重複する20歳以上の者	月額26,340円	入院・老健3ヶ月以上継続及び施設入所者は除く。所得制限あり。	福祉課(支所市民福祉課)	
	国民障害基礎年金	20歳以上の者。	年額 1級 990,100円 2級 792,100円		市民課(支所市民福祉課)	
	心身障害者扶養共済	扶養共済加入の親族が死亡又は重度障害になった心身障害者	月額 20,000円(1口)		福祉課(支所市民福祉課)	
	医	福祉医療	手帳1~3級所持者	医療費の自己負担額の一部を支給	健康保険の付加給付及び高額医療を除く3級所得制限あり	国保医療課(支所市民福祉課)
後期高齢者医療		75歳以上の者。(一定の障害がある65歳以上の者)			国保医療課(支所市民福祉課)	
交通	有料道路割引	手帳所持者	割引率50%以内	営業車を除く。福祉係窓口で手続き後、料金所で手帳を提示	福祉課(支所市民福祉課)	
	鉄道運賃割引	手帳所持者	介護者と乗車するとき50%割引。1種2種で違いあり	民間鉄道は一部異なる場合があります	乗車券発売窓口	
	バス料金割引	各種手帳所持者	千曲バス 50%割引 定期券 30%割引 市営バス 50%割引	その他	バス会社	
	タクシー料金割引	手帳所持者	タクシー 10%割引		各タクシー会社	
	航空運賃割引	手帳所持者	航空会社が国内路線ごとに割引率設定		各航空会社	
	外出支援サービス	低所得者で一般公共交通機関利用することが困難な者	利用者宅と医療機関等との間の移送	1回片道500円 月4回まで	福祉課(支所保健福祉課)	
	自動車運転免許取得	手帳1~4級所持者で免許取得により社会参加が見込まれる者	取得費の2/3の額または10万円のいずれか少ない額	所得制限あり 限度額100,000円	福祉課(支所市民福祉課)	
	自動車改良助成	上肢、下肢、体幹機能障害者で改造により社会参加が見込まれる者	自動車の手動装置等の一部改造	所得制限あり 限度額100,000円	福祉課(支所市民福祉課)	
税金	所得税・住民税	本人または扶養義務者の所得から障害等級などにより一定額が控除されます	(特別)障害者控除		市税務課(支所総務課)税務署	
	自動車取得税	手帳所持者の一部 障害者1人に1台	手帳所持者の一部	級により制限あり	地方事務所税務課	
	自動車税	手帳所持者の一部 障害者1人に1台	普通乗用車は地方事務所 軽自動車は市役所	級により制限あり	市税務課(支所総務課)・地方事務所税務課	
その他	住宅等改良費補助	65歳未満の重度の障害者で世帯員の前年所得税額の和が8万円以下の世帯	便所、浴室、玄関等	介護保険優先 所得制限あり	福祉課(支所市民福祉課)	
	ホームヘルプサービス	障害者手帳所持者	障害者自立支援法による家事・介護等の援助	介護保険優先 自立支援基準による自己負担上限額あり	福祉課(支所市民福祉課)	
	ショートステイ	障害者手帳所持者	障害者自立支援法による施設での一時預かり	介護保険優先 自立支援基準による自己負担上限額あり	福祉課(支所市民福祉課)	
	タイムケア	障害児(者)の介護者が家庭で介護できない場合	施設・知人に介護を委託	年間300時間可能	福祉課(支所市民福祉課)	
	移動支援	屋外で移動に困難のある障害者(介護給付費、行動援護等除く)	障害者が地域で自立した生活及び社会参加の促進を図る		自己負担 課税 10% 非課税 0% 生保 0%	福祉課(支所市民福祉課)
	日中一時支援	障害者手帳所持者	日中活動の場の確保・支援		自己負担 課税 10% 非課税 0% 生保 0%	福祉課(支所市民福祉課)
生活福祉	訪問入浴サービス	65歳未満の重度の障害者	入浴車で自宅訪問し入浴サービスを提供する		自己負担あり	福祉課(支所市民福祉課)
	希望の旅	重度の障害児(者)	日帰り		介助、付き添いあり	社会福祉協議会
	手話通訳者派遣	聴覚・ろうあ障害者	手話通訳者の派遣		自己負担なし	福祉課(支所市民福祉課)
	要約筆記者派遣	聴覚・ろうあ障害者	要約筆記者の派遣		自己負担なし	福祉課(支所市民福祉課)
	地域活動支援センター	障害者手帳所持者	在宅障害者等が通う創作的活動及び生産活動の場等を提供する			福祉課(支所市民福祉課)
	就労継続支援	障害者手帳所持者	一般就労が困難な人に、働く場を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う			福祉課(支所市民福祉課)
	補装具の交付、修理	県リハビリテーションセンターの判定等で必要と認められた者	車いす、補聴器等		介護保険優先 原則1割 世帯の課税状況による自己負担限度額あり	福祉課(支所市民福祉課)
	日常生活用具の給付	在宅の障害者(児)	日常生活用具の給付		介護保険優先 自己負担 課税 10% 非課税 0% 生保 0%	福祉課(支所市民福祉課)
	介護用品の給付	65歳未満の障害者の介護者	紙おむつ等の介護用品給付		市民税非課税世帯級により制限あり	福祉課(支所市民福祉課)
	施設・学校	身体障害者更正施設	重度の身体障害者	更正に必要な治療及び訓練を受ける		自立支援法基準による自己負担上限額あり
身体障害者療護施設		常時介護を必要とする重度身体障害者	治療及び訓練を受ける		自立支援法基準による自己負担上限額あり	福祉課(支所市民福祉課)
身体障害者授産施設		身体障害者で重度の障害のため、雇用されることが困難な者	訓練及び仕事の提供		自立支援法基準による自己負担上限額あり	福祉課(支所市民福祉課)
盲学校		視覚障害のある児童等	幼稚園、小、中、高等学校に準ずる教育			福祉課(支所市民福祉課)
ろう学校		聴覚障害のある児童等				福祉課(支所市民福祉課)
相談		佐久市障害者自立生活支援センター	障害者と家族	生活支援の各種相談 福祉関係の情報提供		野沢会館1階 電話64-0212
	佐久圏域障害者総合支援センター	障害者と家族	生活支援の各種相談 福祉関係の情報提供		野沢会館1階 電話63-5177	佐久圏域障害者総合支援センター
	更生相談所巡回相談	障害者と家族	県リハによる出張判定		佐久地域 年間2回	福祉課(支所市民福祉課)
	相談支援	障害者と家族	必要な情報の提供等の便宜を供与し、必要な援助を行う		自己負担なし	福祉課(支所市民福祉課)
その他	郵便による不在者投票	手帳所持者の一部	自宅で投票できる			選挙管理委員会
	NHK放送料免除	視覚・聴覚障害世帯主および重度(1、2級)の身体障害者が世帯主	半額免除		福祉課(支所保健福祉課)	福祉課(支所市民福祉課)
		手帳所持者がいる世帯で、かつ世帯全員が非課税	全額免除		福祉課(支所保健福祉課)で証明を受けてNHK長野放送局へ申請書を送付	
携帯電話割引	各種手帳所持者	各会社ごとに割引率設定			各会社窓口	

制度についての詳しい内容は、下記にご相談ください。

- 佐久市役所福祉部福祉課福祉係 佐久市中込3056 電話(0267)62-2111(代)
- 佐久市役所日田支所市民福祉課高齢者児童福祉係 佐久市日田89-3 電話(0267)82-311
- 佐久市役所浅科支所市民福祉課高齢者児童福祉係 佐久市甲1399 電話(0267)58-20C
- 佐久市役所望月支所市民福祉課高齢者児童福祉係 佐久市望月263 電話(0267)53-311

下記用具を購入される場合には補助が受けられます。ただし事前に福祉課窓口にて申請が必要となります。

日常生活用具

障害区分	品目	障害程度	要件
視覚障害	盲人用ポータブルレコーダー	視覚2級以上	原則として学齢児以上
	歩行時間延長信号用小型送信機	視覚2級以上	原則として学齢児以上
	盲人用時計(音声・触読)	視覚2級以上 18歳以上	音声時計は、手指の触感に障害があるため触読式の使用が困難な者を原則とする
	点字タイプライター	視覚2級以上	本人が就学・就労しているか又は就労が見込まれる者
	電磁調理器 盲人用体温計(音声式) 盲人用体重計	視覚2級以上	盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚2級以上	原則として学齢児以上
	点字器	視覚障害者	原則として学齢児以上
	点字図書	視覚障害者	主に情報の入手が点字によっている者
	拡大読書機	視覚障害者	原則として学齢児以上 拡大読書器により文書等を読むことが可能となる者
	視覚・聴覚 重複障害	点字ディスプレイ	視覚2級以上 かつ聴覚2級
聴覚障害	聴覚障害者用屋内信号装置 (サウンドマスター、聴覚障害者用 目覚時計、聴覚障害者用屋内信 号灯を含む)	聴覚2級以上 18歳以上	聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常 生活上必要と認められる世帯
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者	聴覚障害者のうち、本装置によりテレビの視聴が可能に なる者
聴覚又は 音声言語 機能障害	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者 又は音声言語 障害者	原則として学齢児以上 聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者で、コミュ ニケーション・緊急連絡の手段として必要と認められる者
下肢又は 体幹	便器 特殊寝台 移動用リフト	下肢又は体 幹2級以上	日常生活において、家族等他人の介助を要する者
	入浴担架	下肢又は体 幹2級以上	入浴にあたって、家族等他人の介助を要する者
	訓練いす 訓練用ベット	下肢又は体 幹2級以上	18歳未満の者(原則として3歳以上の者)
	入浴補助用具	下肢又は体 幹機能障害	入浴時の移動、座位保持、浴槽への入水等で介助を有 する者
	体位変換器	下肢又は体 幹2級以上	下着等交換等にあたって、家族等他人の介助を要する 者
	特殊マット 特殊尿器	下肢又は体 幹障害1級	常時介護を要する者
	住宅改修費		下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動 機能障害(移動機能障害に限る)を有する者で3級以上の者 であって、原則として学齢児以上の者
平衡、下肢 又は体幹	歩行支援用具 T字状・棒状の杖(一本杖のみ)	平衡機能又 は下肢もしく は体幹機能 障害者	原則として3歳児以上 家庭内外の移動等に介助を必要とする者
	頭部保護帽		家庭内外の移動等に介助を必要とする者
言語・上肢 複合機能 障害	パーソナルコンピュータ	視覚2級以上 体幹2級以上 上肢2級以上 言語・上肢複合 障害2級以上	原則として学齢児以上 文字を書くことが困難な者
音声言語 機能障害	人工喉頭	喉頭摘出者	発声・発語に著しい障害を有する者

音声言語機能障害又は 肢体不自由	携帯用会話補助装置	音声若しくは言語機能障害者 又は肢体不自由者の一部	発声・発語に著しい障害を有する者
上肢機能障害	特殊便器	上肢2級以上	原則として学齢児以上
上肢又は視覚障害	情報・通信支援用具	上肢又は視覚2級以上	情報機器の使用が困難な者
腎臓機能障害	透析液加湿器	腎臓3級以上	原則として3歳以上 自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者
呼吸器障害	酸素ボンベ運搬機(カート)	呼吸器障害者	18歳以上 医療保険の在宅酸素療法対象者
	電気式痰吸引機 ネブライザー	呼吸器3級以上	原則として学齢児以上
呼吸器・体幹障害	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	医師が認め た障害者	人工呼吸器の装着が必要な者
ぼうこう・直腸機能障害	収尿器	排尿機能障害者	高度の排尿機能障害者
	ストマ用装具 (蓄便、蓄尿袋)	ぼうこう・直腸障害者	人工肛門等で装着が必要な者
脳原性運動障害	紙おむつ	医師が認め た障害者	3歳児以上 常時紙おむつが必要と認められた者
いずれの障害にも共通	火災警報機 自動消化器	2級以上	火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯 及びこれに準ずる世帯
その他	座位保持用いす・立位保持用机・移動 介助用いす・腰掛便器・洋式便器・ 排便補助器・簡易収尿器・頭部保持 器・走行器・浴槽(移動用)・食器固定 装置・特殊食器(皿、保温食器、ス プーン等)・介助用被服類・簡易訓練 用器具類・簡易自助用具類・幼児用 補聴器(両耳装用)		1人年間30,000円以内 座位保持用いすのみ45,000円以内

補装具

種類	身体障害児・者		備考
	18歳未満	18歳以上	
義肢	○	○	義手・義足
装具	○	○	上肢・下肢・靴型・体幹
座位保持装置	○	○	
盲人安全つえ	○	○	
義眼	○	○	
眼鏡	○	○	矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡
補聴器	○	○	箱型、耳掛型、挿耳型、骨導式
車いす	○	○	介護保険対象者は介護保険優先
電動車いす	○	○	介護保険対象者は介護保険優先 電動リフト付、モジュラー方式、レバー駆動型含む。(重度の歩行困難者 であって、これによらなければ歩行機能の代償ができない者が対象)
歩行器	○	○	介護保険対象者は介護保険優先
歩行補助つえ	○	○	介護保険対象者は介護保険優先 一本杖を除く
座位保持いす	○	○	
起立保持具	○	○	
頭部保持具	○	○	
排便補助具	○	○	
重度障害者用意 思伝達装置	○	○	

# 療育手帳サービス内容

H23.4.1

制 度	対 象	内 容	備 考	問い合わせ窓口	
手 当 ・ 年 金 等	特別児童扶養手当	A1・A2・B1とB2の一部の在宅の児童(20歳未満)を監護している養育者	月額 1級 50,550円 2級 33,670円	所得制限あり。 施設入所児は除く。	福祉課(支所 市民福祉課)
	障害児福祉手当	常時介護を必要とする在宅の重度障害児(20歳未満)	月額 14,330円	所得制限あり。 施設入所児は除く。	福祉課(支所 市民福祉課)
	特別障害者手当	常時特別の介護を必要とする在宅の重度障害者(20歳以上で、障害を重複して有する者)	月額 26,340円	所得制限あり。 入院3ヶ月以上及び施設入所者は除く。	福祉課(支所 市民福祉課)
	障害基礎年金 (厚生障害年金)	20歳以上の障害者	年額 1級 990,100円 2級 792,100円		市民課
	心身障害者扶養共済	扶養共済加入の親族が死亡又は重度障害になった時、残された障害者に年金を支給する制度	1口加入 月額20,000円 2口加入 月額40,000円		福祉課(支所 市民福祉課)
	医 療	福祉医療	A1・A2・B1手帳所持者	医療機関等で保険診療を受け、健康保険の付加給付及び高額医療を除く。所得制限あり。	国保医療課 医療給付係
有料道路割引		A1・A2手帳所持者 (介護者が運転する場合)	通常料金の半額	営業者を除く。福祉係窓口で手続き後、料金所で手帳を提示。ETCの登録あり。	福祉課(支所 市民福祉課)
交 通	鉄道運賃割引	手帳所持者 (単独乗車の場合、乗車区間が100kmを越える場合)	A1・A2 本人・介護者 半額 B1・B2 本人のみ 半額	民間鉄道は一部異なる場合あり。	乗車券発売 窓口 (みどりの窓 口)
	バス料金割引	手帳所持者	千曲バス 50%割引 定期券 30%割引 市営バス 50%割引	詳細については各バス会社へ	バス会社
	タクシー料金割引	手帳所持者	タクシー 10%割引	迎車回送料、高速料金、駐車料金は対象外	各タクシー会社
	航空旅客運賃割引	手帳所持者 (12歳以上)	A1・A2 介護者と伴に乗る場合 B1・B2 単独で乗る場合	航空会社が国内路線ごとに割引率設定	各航空会社
	外出支援サービス	A1・A2・B1手帳所持者で市民税非課税世帯 (一般公共交通機関を利用することが困難な方)	利用者宅と医療機関等との間の移送	1回片道500円 月4回まで	福祉課(支所 市民福祉課)
	税 金	所得税・住民税の障害者控除	手帳所持者	税額の基礎となる所得から所得控除として障害程度に応じ一定額が控除	税務署 市税務課
自動車税・自動車取得税の減免		A1・A2手帳所持者	障害者や障害者のために専ら同一生計者が運転する自動車の自動車税と自動車取得税が減免	地方事務所 税務課(軽自動車税は市役所税務課)	
利子等の非課税		手帳所持者	元本が350万円の郵便貯金 元本が350万円の預貯金 額面が350万円の公債	利子に課税されない	郵便局、銀行、信託銀行、証券会社
相続税の控除		手帳所持者	相続人が障害者である場合、障害の等級に応じ相続税額から一定額が控除		税務署
贈与税の非課税		重度(A1)知的障害者	信託金銭等の非課税		税務署 信託銀行等
生 活 ・ 福 祉	ホームヘルプサービス (居宅介護)	手帳所持者	自宅での家事・介護等の援助	18歳以上障害程度区分認定が必要。 介護保険優先。	福祉課(支所 市民福祉課)
	ショートステイ (短期入所)	手帳所持者	施設・事業所での一時預かり	18歳以上障害程度区分認定が必要。 介護保険優先。	福祉課(支所 市民福祉課)
	グループホーム	手帳所持者	世話人による生活援助体制を整えた住宅		福祉課(支所 市民福祉課)

生 活 ・ 福 祉 ・ く 場	タイムケア 日中一時支援	障害児(者)の介護者が家庭で介護できない場合	施設・事業所等での一時預かり 日中活動の場の確保	タイムケア:年間300時間 間利用可能	福祉課(支所 市民福祉課)
	移動支援・行動援護	手帳所持者	外出時の支援		福祉課(支所 市民福祉課)
	地域活動支援センター (共同作業センター)	在宅の障害者(児)	社会生活を高めるための作業 訓練等を受ける。		福祉課(支所 市民福祉課)
施 設 ・ 学 校	児童デイサービス	心身障害児が保護者とともに通園	日常生活の基本的動作の指導 や集団生活への適応訓練等を受ける。	療育支援センター	福祉課
	知的障害者更正施設	手帳所持者	更正に必要な生活指導及び訓練を受ける。	通所・入所	福祉課(支所 市民福祉課)
	知的障害者授産施設	手帳所持者	自活を目指し作業訓練を受ける。	通所・入所	福祉課(支所 市民福祉課)
	知的障害児施設	18歳未満の知的障害児	独立自活に向けて必要な知識 や技能等についての指導、訓練を受ける。		児童相談所
	知的障害児通園施設	主に就学前の知的障害児	生活・学習・運動等についての指導、訓練を受ける。		児童相談所
	重症心身障害児施設	重度の知的障害と肢体不自由が重複し、常時医学的管理の下に 保育する必要がある児童	児童の保護と治療等を受けるための施設。		児童相談所
	養護学校	知的障害のある児童等	小、中、高等学校に準ずる教育。		各学校
	NHK放送受信料免除	①知的障害の方がいる世帯で世帯全員が市民税非課税 ②重度知的障害者(A1)の方が世帯主	①全額免除 ②半額免除	福祉課(支所)で証明を受け、NHKへ申請書を送付	福祉課(支所 市民福祉課)
	ふれあい案内(無料電話番号案内)	手帳所持者	申込みを行った場合、NTTの電話番号(104)が無料で案内されます。	申込みは、お近くのNTT東日本の窓口 に手帳を持参の上ご相談いただくか、 ふれあい案内事務局(フリーダイヤル0120-104174)へお問い合わせ	
	インターネットによる情報提供	手帳所持者	各種サービス等の情報を提供 長野県庁ホームページ <a href="http://www.pref.nagano.jp">http://www.pref.nagano.jp</a>		長野県障害者支援課
青い鳥郵便葉書の無料配布	A1・A2手帳所持者	青い鳥郵便葉書の無料配布	手帳を持参のうえ、郵便局で所定の手続きが必要	郵便局	
携帯電話割引	手帳所持者	携帯電話の基本使用料等の割引	各会社ごとに割引率設定	各会社窓口	
相 談	佐久市障害者自立支援センター	障害者と家族	生活支援の各種相談 福祉関係の情報提供	野沢会館1階 電話64-0212	佐久市障害者自立支援センター
	佐久障害者相談支援センター	障害者と家族	生活支援の各種相談 福祉関係の情報提供	野沢会館1階 電話63-5177	佐久障害者相談支援センター

制度等についての詳しい内容は、下記にご相談ください。

- 佐久市役所 福祉部 福祉課 福祉係 佐久市中込3056 電話 (0267) 62-2111(代)
- 佐久市役所 臼田支所 市民福祉課 高齢者児童福祉係 佐久市臼田89-3 電話 (0267) 82-2111(代)
- 佐久市役所 浅科支所 市民福祉課 高齢者児童福祉係 佐久市甲1399 電話 (0267) 58-2001(代)
- 佐久市役所 望月支所 市民福祉課 高齢者児童福祉係 佐久市望月263 電話 (0267) 53-3111(代)

# 精神障害者保健福祉手帳サービス内容

H23.4.1

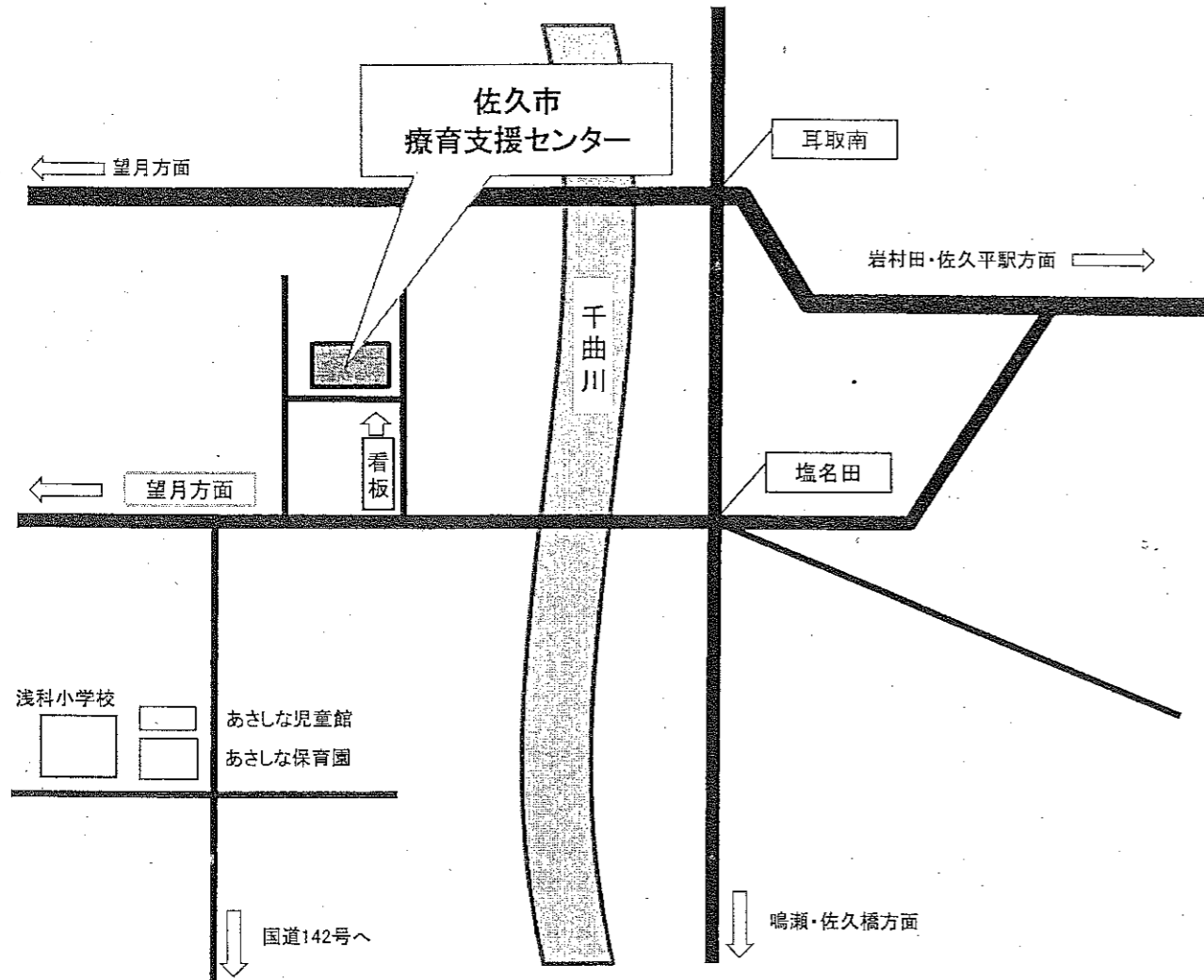
	制度	対象	内容	該当	備考	問い合わせ窓口
手 当 ・ 年 金 等	特別児童扶養手当	20歳未満の1、2級及び3級の一部の者を扶養している者	月額 1級 50,550円 2級 33,670円		所得制限あり。 施設入所児は除く。	福祉課(支所 市民福祉課)
	児童扶養手当	父又は母親が重度の障害者で18歳未満の児童がいる家庭(申請者は母又は父親)	月額 第1子41,550円 (一部支給41,540~9,810円) 第2子 5,000円 第3子以上3,000円		施設入所児は除く。 所得制限あり。 年金に子の加算がある場合等は除く。	子育て支援課
	障害児福祉手当	常時介護を必要とする20歳未満の重度障害児	月額14,330円		施設入所児は除く。 所得制限あり。	福祉課(支所 市民福祉課)
	特別障害者手当	常時特別の介護を必要とする重度障害が重複する20歳以上の者	月額26,340円		入院3ヶ月以上及び施設入所者は除く。所得制限あり。	福祉課(支所 市民福祉課)
	障害基礎年金(厚生障害年金)	20歳以上の者。	年額 1級 990,100円 2級792,100円			市民課年金係
	心身障害者扶養共済	扶養共済加入の親族が死亡又は重度障害になった心身障害者	月額 20,000円(1口)		掛金に対する補助あり	福祉課(支所 市民福祉課)
医 療	医療費特別給付金制度(福祉医療)	手帳1、2級所持者で所得要件により該当する者	医療費の自己負担額の一部を助成 1級 入院・外来 2級 入院・外来(精神のみ)		健康保険の付加給付及び高額医療を除く。 所得制限あり(住民税非課税世帯)	国保医療課 医療給付係
	自立支援医療費(精神通院)	病院又は診療所に通院し、精神障害の医療を受けている者	精神科の病気で通院する際に要する費用のうち、医療保険各法で負担される部分を除いた部分を公費負担します。自己負担は原則10%です。所得と病気の状況により1ヶ月の負担上限額が設けられる場合があります。			福祉課(支所 市民福祉課)
	高額療養費払戻		限度額を超えた場合に払戻			国保医療課国保係
生 活	ホームヘルプサービス	手帳所持者	家事・介護等の援助		所得による自己負担あり	福祉課(支所 市民福祉課)
	ショートステイ	手帳所持者	施設での一時預かり		実費負担あり	福祉課(支所 市民福祉課)
	グループホーム	手帳所持者	共同生活			福祉課(支所 市民福祉課)
	タイムケア	障害児(者)の介護者が一時的に家庭で介護できない場合	施設・知人に介護を委託		年間300時間利用可能 実費負担あり	福祉課(支所 市民福祉課)
	介護用品の給付	市民税非課税世帯で寝たきり障害者等の介護者	紙おむつ等の介護用品給付			福祉課(支所 市民福祉課)
施 設 利 用 料 割 引	県立文化施設の観覧料の減免	手帳所持者	信濃美術館、東山魁夷館及び県立歴史館観覧料の全額減免			各窓口
	県立公園施設使用料の一部減免	手帳所持者	65%減免			各窓口
	県営住宅への優先入居	手帳1・2級所持者	一般世帯より収入が高くても入居できる。また、入居の選考に当たって優先的に入居できる		単身者は対象外(ただし、50歳以上の者は認められる)	地方事務所 建築課
	長野県障害者福祉センター(サンアップル)の利用料減免	手帳所持者				長野県障害者福祉センター(サンアップル)
引	県営住宅の家賃の一部減免	手帳1・2級所持者	収入が一定の基準の場合には家賃の一部を減免		単身者は対象外(ただし、50歳以上の者は認められる)	地方事務所 建築課

交 通	バス料金割引	手帳所持者及び介護人	千曲バス 50%割引 定期券は 30%割引 市営バス 50%割引		高速バス運賃割引はありません	バス会社
	外出支援サービス	低所得者で一般公共交通機関を利用することが困難な者	利用者宅と医療機関等との間の移送		1回片道500円 月4回まで	福祉課(支所 市民福祉課)
税	所得税	手帳所持者	2・3級障害者控除 27万円 特別障害者(1級)控除 40万円 同居の1級所持者の配偶者控除、扶養控除の加算35万円			税務署(給与所得者の場合、勤務先の給与担当)
	住民税	手帳所持者	2・3級障害者控除 26万円 特別障害者(1級)控除 30万円 同居の1級所持者の配偶者控除、扶養控除の加算23万円			市税務課(給与所得者の場合、勤務先の給与担当)
	利子等の非課税	手帳所持者	元本が350万円の郵便貯金 元本が350万円の預貯金 額面が350万円の公債		利子に課税されない	銀行、信託銀行、証券会社
	相続税の控除	手帳所持者	遺産を相続した場合に、一定の割合で相続税が減額になる			税務署
	贈与税の非課税	手帳1級所持者	信託金銭等の非課税			信託銀行等
	自動車税 自動車取得税	手帳1級所持者又はその者と生計を一にする者	通院医療費の公費負担を受けている者の通院等に使用する自動車又は軽自動車の自動車税及び自動車取得税が減免される		1台限り	地方事務所税務課(普通自動車) 市税務課(軽自動車)
相 談	佐久市障害者自立生活支援センター	障害者と家族	生活支援の各種相談 福祉関係の情報提供		野沢会館1階 電話64-0212	障害者自立生活支援センター
	佐久圏域障害者総合支援センター	障害者と家族	生活支援の各種相談 福祉関係の情報提供		野沢会館1階 電話63-5177	佐久圏域障害者総合支援センター
そ の 他	郵便による不在者投票	手帳所持者の一部	自宅で投票できる			選挙管理委員会
	NTT番号案内(ふれあい案内)	手帳所持者	番号案内サービスが無料で受けられる		電話番号 0120-104174	NTT
	NHK放送料免除 H20.10.1免除開始	手帳所持者がいる世帯で、かつ世帯全員が非課税	全額免除			福祉課(支所)で証明を受け、NHKへ申請書を送付
	携帯電話割引	手帳所持者	各会社ごとに割引率設定			各会社窓口

◎ 制度について、詳しい内容は下記にご相談ください。

- 佐久市役所 福祉部 福祉課 福祉係 佐久市中込3056 電話 (0267)62-2111(代)
- 佐久市役所 臼田支所 市民福祉課 高齢者児童福祉係 佐久市臼田89-3 電話 (0267)82-3111(代)
- 佐久市役所 浅科支所 市民福祉課 高齢者児童福祉係 佐久市甲1399 電話 (0267)58-2001(代)
- 佐久市役所 望月支所 市民福祉課 高齢者児童福祉係 佐久市望月263 電話 (0267)53-3111(代)

案内図



住所

〒384-2103

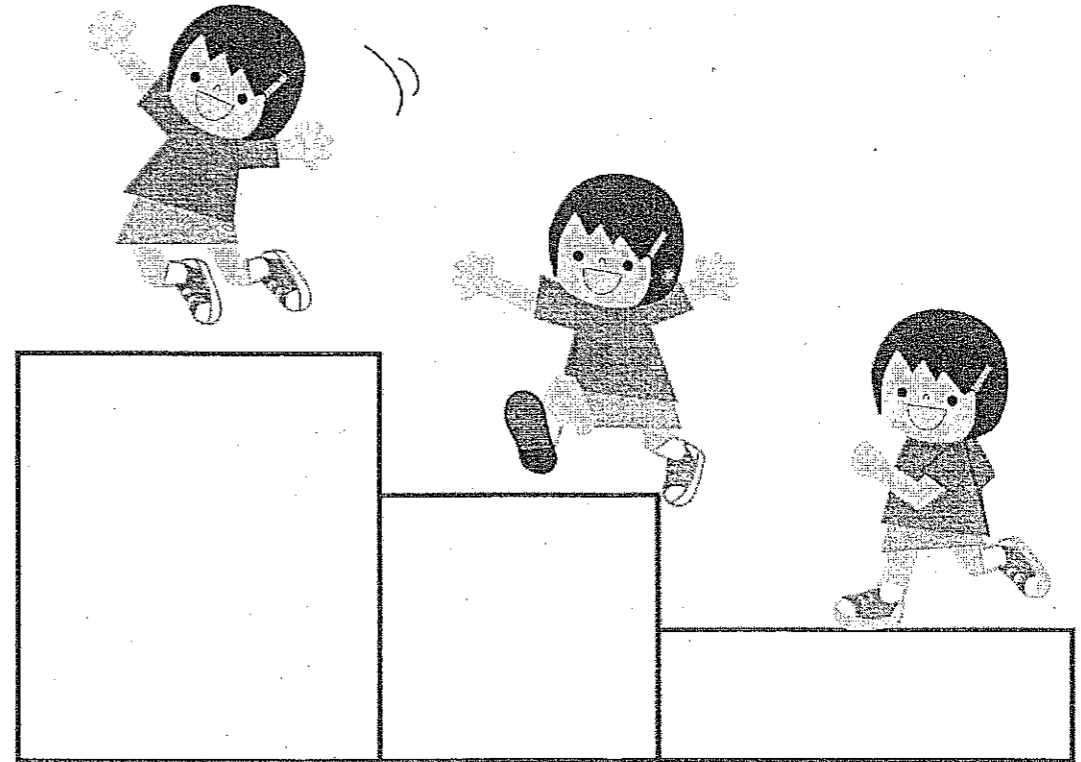
佐久市御馬寄1359番地4

TEL・FAX 0267-58-1011

指定児童デイサービス事業所

# 佐久市療育支援センター

8.21日～

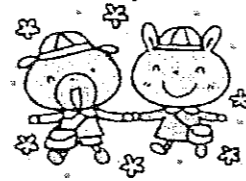


## 佐久市

## 施設の目的



療育支援センターは、育児について悩みのあるご家族や、心身の発達で気になるお子さんの子育てのお手伝いをさせていただくために、親子で一緒に通園し望ましい親子関係をつくりながら心やからだの発達を促し、日常生活における基本的動作の習得や集団生活に適應できることを目的としています。また保健、医療、福祉、教育などの関係機関と連携しながら、お子さんとご家族への支援を行うとともに、地域の支援体制の充実を図ります。



## 1. 療育事業

### 利用対象児

住所地の市町村より児童デイサービスの受給者証を受け、保護者と共に通園可能な小学校入学前のお子さんを原則とします。

### 利用定員

20名

### 開園日

月曜日～金曜日（クラスにより利用日が異なります。）

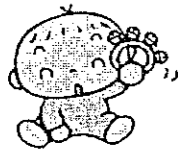
### 療育時間

午前9時30分 から 午後1時

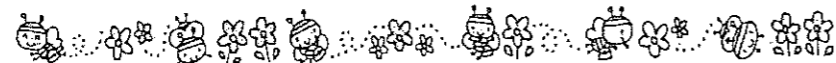
### 利用料

国が定める利用者負担額になります。

\*レクリエーション活動費などは、実費をご負担いただきます。



## 基本的な考え



- ①子ども自身の伸びる力、育つ力を援助し、その子の長所を伸ばし育てていく
- ②その子に応じた指導・援助方法を工夫し個別あるいは集団での訓練を行う
- ③保護者を交えてその子にあったサービス方針を関係者にて検討し支援していく

## 子どもたちの一日

9:30	10:00	11:10 - 11:40	12:40	13:00
登園	朝の会	*主活動 昼食	自由遊び 個別支援	帰りの会 降園

### <持ち物>

お弁当（親子分）・水筒（お茶）・歯ブラシ・コップ  
 ルーフ付きハンドタオル・着替え  
 その他お子さんに必要な物



### <療育支援センタースタッフ>

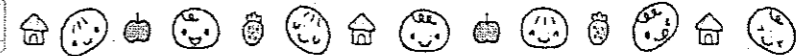
社会福祉士・作業療法士・保育士・保健師・理学療法士 など 10名

### <支援の先生>

\*小児科医師  
 \*作業療法士  
 \*言語聴覚士  
 \*歯科衛生士  
 \*療育、障害児コーディネーター  
 \*心理相談員  
 \*理学療法士  
 \*音楽療法士  
 \*栄養士  
 \*就学専門相談員



## 2. 相談事業



\*ご家族・保育園・幼稚園からの相談に応じます。

電話番号：0267-58-1011

時間：8:30～17:15 受け付けております。

## 3. 講演会・研修会・情報交換会事業

- \*保護者・教育関係者・療育関係者・地域の皆さんと一緒に発達についての理解を深め、対応などについて考えていく機会をもちます。
- \*研修会を行い指導方法、保育技術の支援をおこないます。
- \*保育園や学校生活が充実して送れるよう、特別支援教育の現状や先輩の保護者の皆さんから体験談を聞く場を提供します。



## 臼田学園・臼田啓明園の概要

平成23年4月1日現在

### 1. 施設及び種別

佐久市知的障害児施設臼田学園

佐久市知的障害者更生施設臼田啓明園

### 2. 所在地

〒384-0304

長野県佐久市北川557番地102

電話 臼田学園 0267-82-2407

臼田啓明園 0267-82-2473

FAX 0267-82-2473

### 3. 沿革

昭和31年10月 臼田町町立臼田学園(児童施設)開設 定員60人

昭和32年 9月 学園内に町立臼田小学校並びに中部中学校分室設置

昭和37年 4月 入所定員80名に増員

昭和54年 4月 長野県上田養護学校臼田学園分室開校

昭和61年10月 成人施設臼田啓明園開設定員50名(臼田学園定員30名)

平成 元年 3月 長野県上田養護学校臼田学園分室閉校

平成 元年 4月 長野県小諸養護学校に通学

平成15年 4月 臼田啓明園は措置制度(措置費月額)から支援費制度(契約)に移行

平成17年 4月 市町村合併により佐久市となる

平成18年 4月 臼田啓明園は支援費制度(契約)から「障害者自立支援法」施行に伴い自立支援給付(単位制日割)に移行

平成18年10月 臼田学園は措置制度(措置費月額)から「障害者自立支援法」施行に伴い自立支援給付(単位制日割)に移行

### 4. 設置の目的

臼田学園は、知的障害の児童を入所させて保護するとともに独立自活に必要な知識技能を与える。(児童福祉法第42条)

臼田啓明園は、知的障害者(18歳以上)を入所させて入所者の心身の状況に応じて適切な知的障害者施設支援を提供するとともに、更生に必要な訓練を行う。(知的障害者福祉法第21条の6)

### 5. 園の方針

地域社会の一員として、社会活動に参加し地域から期待される施設づくりをめざす。

### 6. 施設の面積

敷地面積 8,386.60㎡(約2,537坪)

建物面積 2,721.54㎡(約823坪)

建物面積内訳 臼田学園 800.57㎡

臼田啓明園 1,920.97㎡

### 7. 臼田学園の入所状況

(市町村別)

(人)

佐久市	小諸市	軽井沢町	御代田町	小海町	南牧村	長野市	須坂市	塩尻市	麻績村	計
10	3	2	1	1	1	1	2	1	1	23

(入所者年齢別)

(人)

年齢	21歳	22歳	24歳	32歳	33歳	35歳	36歳	37歳	38歳	40歳	計
人員	1	2	4	2	1	1	4	2	3	3	23

(入所者男女別)

男	女
13人	10人

### 8. 臼田啓明園の入所状況

(市町村別)

(人)

佐久市	軽井沢町	御代田町	立科町	佐久穂町	川上村	南牧村	長野市	上田市	須坂市	千曲市	計
16	1	1	2	3	2	2	3	4	1	1	43
大町市	安曇野市	南木曾町	大桑村	信濃町	長和町	筑北村					
1	1	1	1	1	1	1					43

(入所者年齢別)

(人)

年齢	31歳	34歳	35歳	40歳	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳	計
人員	1	1	1	4	5	7	2	4	3	3	43
年齢	47歳	48歳	49歳	50歳	52歳	53歳	55歳	60歳	61歳		計
人員	2	2	2	1	1	1	1	1	1		43

(入所者男女別)

男	女
30人	13人

### 9. 職員の状況

(人)

	施設長	支援員	調理員	看護師	栄養士	事務員	計
臼田学園	1	12	4	0	0	2	19
臼田啓明園	兼務	19	3	1	1	1	25